

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：東京都

1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクォーター特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

我が国は本格的な人口減少時代を迎えており、今後更なる経済成長を図るためには、海外の人材、技術、資本等を引き寄せる対日投資の促進が不可欠である。急速に経済成長を遂げているアジア諸都市が、海外企業誘致を進めている中で、国際的な都市間競争に勝ち抜けるポテンシャルを有する都市は、日本では東京をおいて他にはない。

そうした中、アジアヘッドクォーター特区は、外国企業及びその従事者たる外国人のビジネス環境、生活環境の整備等を通じて、多くの企業が集積する東京にグローバル企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を設置する企業を5年間で50社誘致すること等を目標に掲げ、平成24年度にスタートした。

これまで、今後成長が期待できるIT、ヘルスケア、環境分野等におけるアジア統括拠点及び研究開発拠点を設置する50社が誘致され、目標がクリアされるとともに、3年以内にこれらの拠点を設置する企業についても30社が誘致された。これらの誘致により、人件費等の直接的な投資額は約175億円、誘致決定後の新規雇用人数は約600人等の経済的社会的効果があげられている。

平成29年度からの新たな計画（平成29年度～32年度）においては、今後の我が国の生産性向上を図る上で必要不可欠なIoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連技術を有する外国企業の誘致、資産運用業、FinTech企業といった金融活性化に資する金融系外国企業の誘致の強化に取り組み、よりハイレベルの経済的社会的効果の創出につなげていく。

これらの企業が誘致できれば、誘致した外国企業と都内・国内企業のコラボレーションによって、新たな技術開発や販路開拓が促進されるほか、他の地域の国際戦略総合特区等への二次投資などにより日本全体に経済効果が波及することが期待できる。これまで、誘致企業と都内・国内企業とのビジネスマッチングは203件成立したところであるが、新規計画においては、更なる活性化に取り組む。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（１）：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数

数値目標（１）：東京都「外国企業発掘・誘致事業」により４年間で４０社以上誘致（対象業種：IoT、ビッグデータ、AI等の第４次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種）

評価指標（２）：外国企業と都内企業との引き合わせ件数

数値目標（２）：東京都が関わるマッチングイベント等において４年間で１,０００件以上

評価指標（３）：金融系外国企業の誘致数

数値目標（３）：東京都「金融系外国企業発掘・誘致事業」により４年間で４０社以上誘致（対象業種：資産運用業、FinTech企業）

評価指標（４）：その他の外国企業の誘致

数値目標（４）：４年間で４００社以上誘致（上記企業を含む）

【計画策定当初目標の解説】

アジアヘッドクォーター特区は、東京に多国籍企業のアジア統括拠点等を誘致することを目指す特区であるが、東京に多国籍企業を誘致することの意義（アジアヘッドクォーター特区が、日本の経済・社会にどのような貢献をすることを想定しているのか）、多国籍企業誘致のための基本戦略、対日投資促進のためのソフトウェア、ハードウェアとして、どのようなことが求められており、そのために具体的にどのような取組を行うか、アジアヘッドクォーター特区の対象地域の将来像、特区実施により期待される経済効果等については、本特区の推進母体である地域協議会が、「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」としてとりまとめる。

域内ビジョンに記載している事項のうち、特に、総合特区の目指す目標との関係で、東京に多国籍企業を誘致する意義についての概要を以下に記載する。

グローバル化が進む現代の国際経済では熾烈な都市間競争が進んでおり、一国の競争力は、都市間競争に打ち勝てる大都市を持ち、その大都市の成長をゆるぎないものにできるかどうかにかかっているとと言っても過言ではない。世界の大都市に伍するためには、世界の企業がその都市で経済活動をしたいと思うかどうか、投資家はその都市に投資をしたいと思うかどうか、あるいは世界の人々がその都市を訪れたいと思うかどうかという視点が重要となる。

特に、少子高齢化が進む日本としては、国内にある人材、資金等だけでは需給が縮小してしまうことから、世界から優秀な人材、情報、優れた技術や経営ノウハウ、資金等を日本に呼び込んで、社会経済を活性化させていくことが必要不可欠である。

しかしながら、近年、アジア諸国は急速な経済成長を遂げている一方で、日本のプレゼンス、国際競争力は相対的に低下している。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国にグローバル企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。

こうした中、東京都は、グローバル企業の国際ビジネス環境の整備としても意義の大きい羽田空港の国際化、三環状道路の整備といったハード面のインフラ整備を推進してきた。また、都市再生

の取組のなかで国際金融拠点機能を強化する方針を打ち出し、グローバル企業に相応しいオフィス環境の提供等を支援してきた。

しかしながら、こと多国籍企業の誘致に関しては、法人実効税率の高さがネックとなっていたことに加え、英語が通じにくい環境の中で、ビジネス、生活支援、行政手続きなどのサポートといったソフト面での対応が不足していた。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降高まった防災面・エネルギー面での不安要素を解消する必要もある。

以上を踏まえ、東京都は、①誘致・ビジネス交流、②ビジネス支援、③生活環境整備、④BCPを確保したビジネス環境整備の施策項目を掲げ、税制、規制緩和、まちづくりを組み合わせた戦略的企業誘致に取り組む。

アジア地域の急速な成長に注目しているグローバル企業は、地域統括拠点や研究開発拠点の設立に当たって、①生産拠点、流通拠点、販売拠点等の効率的な管理が可能な物理的位置、②市場へのアプローチのしやすさ、③利益の最大化（コストの最小化）、④生活環境等の要素を総合的に勘案して拠点の設置都市を決定している。

東京の強みである企業の高度な集積をはじめとする経済集積、市場の魅力、発達した都市インフラを背景として、大胆な規制緩和や税制・財政支援等により、多国籍企業及び多国籍企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行えば、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門（将来的に左記機能を有することが見込まれる多国籍企業を含む）や研究開発部門を東京に誘致することがまだ可能である。

また、これまで日本に進出した多国籍企業の動向を見ると、中長期的には、地方における製造、販売のための拠点づくりという二次投資につながり、地域経済の活性化や雇用拡大を生み出し、地方も潤していることがわかる。

特に、全世界で経済活動を行っているグローバル企業のアジア統括拠点を誘致できれば、この拠点が、アジア地域全体の中で、研究開発、製造、流通、販売等の拠点を何処に置くか、グローバル戦略製品の製造に当たり、どの企業と提携するかを判断する機能を有することから、これらの企業と日本各地に存在する高い技術力を有する企業との接触の機会が増え、国内企業の国際ビジネス展開の可能性も高まる。

さらに、多国籍企業誘致に向けた取組は、多国籍企業やそこで働く外国人のためだけでなく、現在、東京が抱える様々な問題の解決や将来の日本の国土構造にも影響を与える東京の将来像の実現につながってくるものと考えている。

3 特定国際戦略事業の名称

東京が日本全体の経済成長を牽引し、アジアの拠点としての地位を維持するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①誘致・ビジネス交流事業、②ビジネス支援事業、③生活環境整備事業、④BCPを確保したビジネス環境整備事業の4つの事業を特定国際戦略事業として位置付け、グローバル企業のアジア統括拠点と研究開発拠点及び金融系外国企業の誘致に係る取組を行っていく。今後、これらの事業内容については、アジアヘッドクォーター特区地域協議会（以下「地域協議会」という。）による政策提言等を踏まえ、常に進化させていくものとする。

- ① 誘致・ビジネス交流事業（規制の特例措置（国際会議等参加旅客不定期航路事業）、別紙1-1）
（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1-2）（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1-5）

1) 攻めの姿勢に立った外国企業の掘り起こし

既に日本へ進出の意思を有する企業の相談を待っているだけでは、世界規模での都市間競争に勝ち抜き、東京に外国企業を誘致することはできない。海外企業誘致セミナー等を通じ、外国企業の東京への関心を高め、経営層に東京を海外進出先の候補地として認知してもらうために、東京の魅力のPR、シティセールスを実施する。これらに加えて、新たに米国・英国等における海外ハブ組織との連携窓口を設置し、革新的技術を有する有望な企業の情報をキャッチし、スピーディな誘致交渉につなげる。

2) MICE拠点の形成及びエリアマネジメントを活用したビジネス交流・魅力発信機能の強化

ビジネス交流・東京のビジネスポテンシャルの魅力発信等のために有意義な機会となる国際見本市や展示会、国際会議、アフターコンベンション等がある程度まとまったエリアで対応できるよう、MICE（Meeting、Incentive Travel、Convention、Event／Exhibition）機能の拡充による国際的なビジネス交流拠点の形成や、アフターコンベンション機能の更なる拡充に資する都市開発事業を促進する。これらの取組と併せて、MICE施設・宿泊施設、クリエイティブコンテンツ・エンターテインメント施設の整備推進に資するインセンティブの更なる充実を図る。

さらに、魅力あるエリアマネジメントの実施により外国人ビジネスパーソンや観光客を惹きつけることで、東京のビジネスポテンシャル等の魅力を積極的に発信し、将来的な外国企業の進出促進を図る。これらの取組と併せて、エリアマネジメントの活性化に必要なインセンティブの更なる充実、エリアマネジメントイベント実施の際に必要な各種手続きのワンストップ化を図る。

3) ビジネスマッチングの活性化

外国企業は、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者（市場）の存在について着目しており、日本へ進出した際のビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求めている。

この観点から、東京都、ジェトロとの連携のもと、外国企業と地域協議会の構成員であるディ

ベロッパーのビジネス交流拠点のメンバー企業、区の中小企業ネットワーク参加企業、銀行の融資対象企業等のビジネスマッチングの活性化を図る。

- ② ビジネス支援事業（規制の特例措置（外国企業進出促進支援事業）（国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業）（高度人材外国人受入促進事業）、別紙1－1）（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) ビジネスコンシェルジュ東京による多様なビジネスサービスの提供

外国企業は、日本の法体系や商慣習に対する理解、各種行政手続き等に手間がかかったり、情報収集や手続きに何箇所もの行政機関等を回る必要があることに不満を有しており、これらに関する情報の提供、理解するための支援や、法務、会計などの専門的サービスへのつなぎをワンストップで提供することが求められている。

このため、誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している外国企業及び東京へ進出してきた外国企業を対象として、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口である「ビジネスコンシェルジュ東京」を平成24年10月に設置し、法人設立などの法務・会計に係る各種手続きの代行を、弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携して実施している。

さらに、今後は、「ビジネスコンシェルジュ東京」の機能を拡充させ、金融系外国企業の進出後の手続きに関する金融ワンストップ支援サービスを開始し、金融法令等に精通する金融専門家による許認可手続き支援等を通じた日本での手続き負担の緩和を図る。

2) 行政手続きの多言語によるワンストップ化

「ビジネスコンシェルジュ東京」との一体的な運営を実施している「東京開業ワンストップセンター」において展開される、外資系企業等の法人に必要な定款認証、登記、税務、年金・社会保険、入国管理等の手続きについての多言語によるワンストップサービスの普及拡大を図る。

- ③ 生活環境整備事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2）（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) 東京の魅力のPR

東京は、アジアの他の諸都市と比べて、治安の面では安心でき、清潔な生活環境が高く評価されていること、高度な医療施設・医療技術、芸術、文化、スポーツ等の面でも、欧米の主要都市と変わりのない生活環境が確保できることを積極的にPRしていく必要がある。

そのため、国内外での対日投資セミナー、ウェブサイト、プレスリリース、パンフレット等の広報媒体・手法等の活用により、東京の情報発信を積極的に行い、外国企業に東京の魅力を伝えることで、潜在的な誘致のターゲットとなる企業にも働きかけを行い、誘致活動全体を後押ししていく。

2) 外国人向け生活相談サービス等の充実化

東京へ誘致した外国企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、「ビジネスコンシェルジュ東京」において、インターナショナルスクールや外国語による受診可能な医療機関の紹介等の外国人向けの生活相談や各種手続きの代行を行う。

3) 外国語による受診機会の拡大

生活環境整備の中でも医療については、健康面で不安を抱えた時に母国語で診療を受けられる医療機関を求める声が強いことから、外国語で受診できる医療機関の情報をウェブサイトで提供することに加え、国家戦略特区制度の外国医師特例の活用等による外国語による受診可能医療機関の拡大を図る。

4) 子女が外国語で学べる教育環境の整備

外国企業の経営者や管理職クラスで、欧米の大学への進学を控えた子女を抱える年齢層の場合、日本で教育を受けることが子女の進路決定にとってリスクとならないかを不安視する声がある。このため、国際バカロレア資格取得可能な都立学校の制度構築、東京駅前、虎ノ門地区等都内各拠点におけるインターナショナルスクール誘致促進に資するインセンティブの更なる充実を図る。また、地域協議会の構成員である区の区立学校における国際教育の環境整備を支援する。

④ BCPを確保したビジネス環境整備事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1-2） （国際戦略総合特区支援助利子補給金、別紙1-5）

1) BCPを確保した都市インフラの整備

平成23年3月11日の東日本大震災発生に伴い、地震発生直後には、多くの外国人が海外へ出国したほか、一部の外国企業が本社機能を西日本へ移したり、一部の大使館が業務機能を西日本へ移行する動きが見られた。また、東京都内の一部も計画停電の対象区域となったことから、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務環境の回復が担保されるか不安に思う企業も出ている。こうした中、六本木のビルが自立・分散型電源や耐震性の観点から外国企業に改めて注目されるなど、東京の高度な都市インフラが改めて評価されつつある。

世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外における拠点を選択するに当たっての前提条件であると言っても過言ではない。

このため、再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用した民間の開発に対するインセンティブの更なる充実を図ることにより、超高層ビルの長周期地震動対策の実施、帰宅困難者や地域住民の一時滞在施設等として利用可能なスペースの確保、防災備蓄品の充実、通信手段の確保等を実施し、高度な防災対応力を備えた建築物を誘導する。

また、コージェネレーションシステムや蓄電池、太陽光発電の導入を促進し、自立・分散型のエネルギーネットワークの構築、当該開発エリアやその周辺地で創出可能な電力・エネルギーの

有効利用を図り、系統電力が途絶えても、当該地域では最低限のビジネス継続や避難生活維持を可能とする。

2) 先進的なビジネス支援機能の導入

再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用した民間の開発に対するインセンティブの更なる充実を図ることにより、MICE施設、住宅・サービスアパートメント、国際医療施設、教育関連施設、文化施設、これらが一体的に整備されたオフィス等の先進的なビジネス支援機能等の導入を誘導する。

3) 個別プロジェクト

イ 丸の内二丁目7地区（JPタワー）

竣工年月：平成24年5月

高さ・階数：約200m、地上38階

延べ床面積：約21万2,000㎡

主な施設：国際ビジネス・観光情報センター、国際会議場、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

ロ 渋谷二丁目21地区（渋谷ヒカリエ）

竣工年月：平成24年4月

高さ・階数：約182.5m、地上34階

延べ床面積：約14万4,000㎡

主な施設：エキシビジョンホール、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

ハ 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業（アークヒルズ仙石山森タワー）

竣工年月：平成24年8月

高さ・階数：約199m、地上47階

延べ床面積：約14万3,600㎡

主な施設：帰宅困難者受入施設、中圧都市ガスを利用したデュアル化による非常用発電機、防災備蓄倉庫

ニ 大手町地区B-1街区（大手町フィナンシャルシティ）

竣工年月：平成24年10月

高さ・階数：約154m・31階（A棟）/約177m・35階（B棟）

延べ床面積：約24万2,500㎡

主な施設：国際メディカルモール、金融教育・交流センター、防災備蓄倉庫、
非常用発電機

ホ 京橋三丁目1地区（東京スクエアガーデン）

竣工年月：平成25年3月

高さ・階数：約124.5m、地上24階

延べ床面積：約11万7,500㎡

主な施設：国際医療施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

ヘ 六本木一丁目西B-1地区（アークヒルズサウスタワー）

竣工年月：平成25年9月

高さ・階数：約108m、地上20階

延べ床面積：約5万5,000㎡

主な施設：長時間対応の非常用発電機

ト 日本橋室町東地区（室町古河三井ビルディング/室町ちばぎん三井ビルディング）

竣工年月：平成26年2月

高さ・階数：約116m・22階 / 約80m・17階

延べ床面積：約6万2,470㎡ / 約2万9,120㎡

主な施設：防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設、非常用発電機、観光情報センター

チ 環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業（Ⅲ街区（虎ノ門街区）：虎ノ門ヒルズ）

竣工年月：平成26年5月

高さ・階数：約247m、地上52階

延べ床面積：約24万4,300㎡

主な施設：国際会議場、ホテル、非常用発電機

リ 丸の内一丁目1-12地区（旧第一鉄鋼ビルディング、第二鉄鋼ビルディング）

竣工年月：平成27年10月

高さ・階数：約140m、地上25階

延べ床面積：約11万4,000㎡

主な施設：サービスアパートメント、ビジネスサポート施設、空港直通バス待合施設、
帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

ヌ 京橋トラストタワー

竣工年月：平成26年2月

高さ・階数：約108m、地上21階

延べ床面積：約5万2,400㎡

主な施設：ホテル、貸会議室、高出力（平常時の最大約8割）・長時間（約1週間）対応の
非常用発電機、防災備蓄倉庫、防災井戸

ル 大手町一丁目6地区（大手町タワー）

竣工年月：平成25年8月

高さ・階数：約200m、地上38階

延べ床面積：約19万8,000㎡

主な施設：ホテル、災害時対応施設、帰宅困難者支援施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、
「大手町の森」

ヲ 日本橋二丁目地区（東京日本橋タワー）

竣工年月：平成27年4月

高さ・階数：180m、地上35階

延べ床面積：約13万3,335㎡

主な施設：オフィス、商業施設、イベントホール、カンファレンス施設、防災備蓄倉庫、
非常用発電機

ワ 大手町一丁目1地区（大手町パークビルディング）

竣工年月：平成29年1月

高さ・階数：約150m、地上29階

延べ床面積：約25万5,000㎡

主な施設：サービスアパートメント、交流施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、中
圧都市ガスを利用したデュアル化による非常用発電機

カ 大手町地区B-2街区（大手町ファイナンシャルシティ グランキューブ、宿泊施設棟）

竣工年月：平成28年4月

高さ・階数：約170m・31階（A棟）/約90m・18階（B棟）

延べ床面積：約20万5,000㎡

主な施設：宿泊施設、（仮称）海外企業等支援センター、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、中圧都市ガスを利用したデュアル化による非常用発電機、コージェネレーションシステム

ヨ 日比谷地区（東京ミッドタウン日比谷）

竣工年月：平成30年2月

高さ・階数：約192m、地上35階

延べ床面積：約18万9,000㎡

主な施設：産業支援施設、文化交流施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム

タ 大手町地区B-3街区（大手町プレイス）

竣工年月：平成30年8月

高さ・階数：約178m、地上35階

延べ床面積：約35万4,000㎡

主な施設：国際カンファレンスセンター、インターネットデータセンター、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム

レ 芝公園1丁目ビル計画（住友不動産御成門タワー）

竣工年月：平成30年5月

高さ・階数：約129m、地上22階

延べ床面積：約3万2,600㎡

主な施設：国際MICE施設、帰宅困難者一時受入場所、防災備蓄倉庫、非常用発電機（中圧ガスと重油の両方を利用できるデュアルフューエルガスタービン）

ソ 渋谷三丁目21地区（渋谷ストリーム）

竣工年月：平成30年8月

高さ・階数：約180m、地上35階

延べ床面積：約11万6,000㎡

主な施設：交流施設、産業・人材の育成・創造施設、情報発信施設、ホテル、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム

ツ 丸の内三丁目 10 地区（丸の内二重橋ビル）

竣工年月：平成 30 年 10 月

高さ・階数：約 150m、地上 30 階

延べ床面積：約 17 万 3,000 m²

主な施設：国際会議場・バンケット、中圧ガス対応デュアルフューエル型非常用発電機、
帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、周辺ビルの帰宅困難者滞在施設への電力
供給

ネ 西武鉄道池袋ビル建替え計画

竣工予定：平成31年

高さ・階数：約99m、地上20階

延べ床面積：約49万6,000m²

主な施設：帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

ナ 宇田川町 15 地区

竣工予定：平成 31 年

高さ・階数：約 110m、地上 20 階

延べ床面積：約 6 万 5,000 m²

主な施設：育成施設、事業化支援施設、文化発信施設（劇場等）、帰宅困難者受入施設

ラ 虎ノ門四丁目地区

竣工予定：平成 31 年度

高さ・階数：約 180m、地上 36 階

延べ床面積：約 21 万 m²

主な施設：ホテル・サービスアパートメント、カンファレンス、生活支援施設、産業育成
施設、自立・分散型エネルギーシステム、コージェネレーションシステム

ム 虎ノ門一丁目 3・17 地区

竣工予定：平成 31 年度

高さ・階数：約 185m、地上 36 階（A街区）／約 120m、地上 24 階（B街区）

延べ床面積：約 17 万 3,620 m²（A街区）／約 4 万 7,080 m²（B街区）

主な施設：ビジネス支援施設、バスターミナル、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非
常用発電機

ウ 大手町一丁目2地区

竣工予定：平成31年度

高さ・階数：約160m、地上30階（A棟）／約200m、地上41階（B棟）

延べ床面積：約36万1,000㎡

主な施設：多目的ホール・ホワイエ、ホテル、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、中圧ガス対応デュアルフューエル型非常用発電機、地域冷暖房共有施設

キ 豊島区庁舎跡地

・オフィス棟

竣工予定：平成32年

高さ・階数：約158m、地上33階 地下2階

延べ床面積：約6万8,600㎡

主な施設：帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

・新ホール棟

竣工予定：平成31年

高さ・階数：約41m、地上8階 地下1階

延べ床面積：約1万600㎡

主な施設：帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

ノ 京橋一丁目東地区

竣工予定：平成31年度（A街区）／平成35年度（B街区）／平成30年度（C街区）

高さ・階数：約150m、地上23階（A街区）／約173m、地上28階（B街区）／約32m、地上7階（C街区）

延べ床面積：約15万7,900㎡

主な施設：美術館・展示施設、創作・交流施設、情報発信施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

オ 竹芝地区

竣工予定：平成32年

高さ・階数：約210m、地上39階（A街区）／約100m、地上21階（B街区）

延べ床面積：約20万㎡

主な施設：大規模展示室、インキュベーションオフィス、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機

ク 桜丘町1地区

竣工予定：平成32年

高さ・階数：約180m、地上36階

延べ床面積：約24万1,400㎡

主な施設：サービスアパートメント、国際医療施設・子育て支援施設、起業支援施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム

ヤ 八重洲二丁目1地区

竣工予定：平成33年4月

高さ・階数：約245m、地上45階（A-1街区）／約50メートル、地上10階（A-2街区）
／約70m、地上14階（B街区）

延べ床面積：約31万6,000㎡

主な施設：ビジネス交流・サポート施設、バスターミナル、ホテル、帰宅困難者受入施設、非常用発電機、地域冷暖房施設

マ 虎ノ門二丁目地区

竣工予定：平成34年

高さ・階数：約180m、地上36階

延べ床面積：約25万5,200㎡

主な施設：国際医療施設、業務・生活支援施設、災害時治療・収容施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム

ケ 浜松町二丁目4地区

竣工予定：平成36年

高さ・階数：約200m、地上37階

延べ床面積：約36万9,000㎡

主な施設：国際コンベンションホール・カンファレンスセンター・交流施設、生活支援施設、交通・観光サポート施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム

フ 八重洲一丁目6地区

竣工予定：平成36年3月

高さ・階数：約45m、地上11階（A街区）／約250m、地上54階（B街区）

延べ床面積：約24万㎡

主な施設：国際会議対応カンファレンスセンター、医療施設、帰宅困難者受入施設、非常用発電機、コージェネレーション施設、バスターミナル、地域冷暖房施設

コ 渋谷駅地区（駅街区・道玄坂街区）

竣工予定：平成39年度

高さ・階数：約230m、地上46階

延べ床面積：約32万9,000㎡

主な施設：産業交流施設、国際交流施設、情報発信施設、産業進出支援施設、観光支援施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム

エ 大手町地区D-1街区

竣工予定：平成39年度

高さ・階数：約230m、地上37階（A棟）／約390m、地上61階（B棟）／地下4階（C棟）
／約65m、地上9階（D棟）

延べ床面積：約68万㎡

主な施設：下水ポンプ場、変電所、ビジネス交流施設、都市観光施設、中圧ガス対応デュアルフューエル型非常用発電機、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、コージェネレーション施設

テ 池袋駅西口地区

竣工予定：平成45年度

高さ・階数：未定

延べ床面積：未定

主な施設：想定（産業交流施設、国際交流施設、情報発信施設、産業進出支援施設、観光支援施設、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫、非常用発電機、コージェネレーションシステム）

上記のほか、複数の再開発事業が計画・進行中であり、施工予定、主な施設等が確定したのから、逐次追記する予定である。

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

i) 一般国際戦略事業について

対象事業無し

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置

別紙1-9に記載のとおり

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置及び協議の状況

①特定供給対象エリアの弾力運用

平常時・非常時を通じて、安定して熱エネルギーを供給していくためには、近接する供給エリア間を結び、相互に融通する必要がある。しかしながら、熱供給事業法第13条第2項において「熱供給事業者は、その供給区域にかかる熱供給施設を使用してその供給区域以外の地域において、一般の需要に応じ熱供給を行ってはならない」とされていた。

このため、国との規制緩和協議を重ねた結果、供給能力確保を前提に隣接（道路を挟む場合も含む）する新しい地点へ供給する場合においては、熱供給事業法第7条第1項の規定を適用し変更許可が可能との結論を得、当該目的を達成することが可能となった。

以上のことから、供給エリア間における熱エネルギーのネットワーク化を図り、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

②非常用発電機による住戸内電源供給

停電時に稼動する非常用発電機を活用し個別住戸に電源供給を行う場合、現行では、特定供給の許可を得なければならなかった。しかしながら、事業者が個別住戸毎に配線を行うこと、その際の電力は無償であること等を前提に国と規制緩和協議を行ったところ、電気事業法第17条第1項に規定する「電気事業を営む場合」に該当しないとの結論を得、当該目的を達成することが可能となった。

また、個別住戸に供給する場合に月1回行うこととされていた点検頻度についても、一般電気工作物と同様に4年に1回の点検頻度で可能との回答を得た。

以上のことから、非常用発電機における住戸内電源供給を行い、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

③熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和

非常時においては、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設など、一部の需要家に対して優先的な熱エネルギーの供給が求められる。しかしながら、非常時であっても現行では供給が必須である災害活動拠点等に対して優先的な供給はできないことから、国と規制緩和協議を行ったところ、事前に非常時における熱エネルギーの供給体制について需要者全員か

ら同意を得るなどの措置や予め供給規定に非常時における供給体制を包括的に規定し認可を取得するなど、特定の需要者に不当な差別的取り扱いをするものでないことが認められれば、一部の需要者に対して熱エネルギーの供給停止を行わないことは可能との見解を得、当該目的を達成することが可能となった。

以上のことから、熱供給事業者が災害時において、災害活動・支援活動拠点等に対して優先的に熱エネルギー供給を行い、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

④熱供給事業における料金設定の弾力化

熱供給事業法では、熱料金の設定において、電気事業法、ガス事業法のように燃料費の変動を適切かつ迅速に料金に反映する仕組みがなく、事業者の負うリスクが大きいという課題があった。このため、国と規制緩和協議を行ったところ、国から、熱供給事業の公益性に鑑み、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことや料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること等の認可基準が満たされている場合に限り、燃料費を調整する条項を供給規定に盛り込むことは、現行法でも可能との見解を得たため、当該目的を達成することが可能となった。

以上のことから、熱供給事業における料金設定に燃料費の変動を適切かつ迅速に反映できる仕組みを活用し、事業者が負うリスクを軽減することで、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

⑤ビジネスジェットの使用手続簡略化

羽田空港におけるビジネスジェット利用者のC I Q手続きを含む専用動線については、平成26年9月30日から供用が開始され、ビジネスジェット利用環境の改善が進んでいる。また、東京国際空港におけるジェネラルアビエーション（企業・団体や個人が利用する自家用機等）の発着枠を、平成28年4月25日に、1日8回から16回へ拡大したことに合わせ、駐機可能期間を最長10日間から5日間に短縮することで、1スポット毎の駐機スポットの稼働率を高め、より多くの駐機を可能とした。

⑥自営線での非常時のみの電力供給

電力の特定供給を行う際の組合の設立については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において「当該供給者及び当該相手方の出資額により適正に組合が設立されていること」が要件として定められていたが、当該審査基準の規定を削除し、出資の有無にかかわらず許可を行うことができることとなった。

以上のことから、出資を伴わない組合による自営線での非常時のみの電力供給を活用し、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

⑦特定遊興飲食店営業許可を受ける場合の設備要件の緩和

風営法第2条第11項に定める特定遊興飲食店営業の許可を受けるに当たっては、営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合する必要がある、また、許可後に変更する場合はあらかじめ承認を受けなければならない（内閣府令で定める軽微な変更の場合は届出）。

しかしながら、事業者がコンベンション施設やホテルの宴会場で特定遊興飲食店営業の許可を取得し、会議等終了後にイベント開催等を企図する場合、頻繁にレイアウト変更を行うこととなるため恒常的に設備を設けることができず、許可時及び許可取得後の運用において支障が生じることが懸念された。

このため、国と規制緩和協議を行ったところ、特定遊興飲食店営業の許可に当たり、営業所内に「恒常的に設備を設け」ることを要するとはされておらず、一般的には、特定遊興飲食店営業の用に供される設備を恒常的に設けていないホテルの宴会場等を営業所とする特定遊興飲食店営業の許可を取得することも可能であること、また、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所において、特定遊興飲食店営業を営まない時間帯に営業所の構造及び設備を変更し、特定遊興飲食店営業の営業が始まる前にその構造及び設備を復元する場合は承認や届出が不要であること、さらには、営業所内の見通しを妨げない程度の軽微な椅子、テーブル等の配置の変更等は軽微な変更で該当せず、届出すら要しないことが判明した。これらにより、個々の営業について許可がなされるか否かについては、個別具体の事情に応じて都道府県警察による判断に委ねられるものの、事業者が目的を達成するのに特段の支障がないことが確認された。

以上のことから、ホテルの宴会場等での特定遊興飲食店営業の許可取得を進め、国際的な MICE 誘致・外国人観光客誘致を推進する。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（国際会議等参加旅客不定期航路事業）> 【1 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

<<誘致・ビジネス交流事業>>（規制の特例措置（国際会議等参加旅客不定期航路事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

羽田空港からM I C E会場間の航路で乗合運航を実施する旅客不定期航路事業者

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

多国籍企業の誘致・ビジネス交流を目指して行う臨海副都心エリアのM I C E拠点化に合わせ、羽田空港からM I C E会場間において旅客不定期航路事業を行う。これにより、M I C E参加者の利便性向上を図ることで国際会議誘致等を促進する。

② 事業に関与する主体

東京都、羽田空港からM I C E会場間の航路で乗合運航を実施する旅客不定期航路事業者

③ 事業が行われる区域

別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図①及び⑤」のとおり

④ 事業の実施期間

総合特区計画の変更認定以降、事業者からの国際会議等参加旅客不定期航路事業の許可申請に対する国土交通大臣の許可をもって実施する。

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

羽田空港とコンベンション施設等を結ぶ乗合運航の実施が可能となることで、M I C E参加者の交通手段の確保及び利便性が向上することに加え、参加者が船でM I C E会場に向かうという観光要素を加味した移動手段を提供することができる。M I C E会場としての魅力を向上させることによりM I C E誘致を進め、新たなビジネス交流を創出することで外国企業誘致に寄与する。

4 当該特別措置の内容

羽田空港からM I C E会場間の航路について、海上運送法第二十一条の二で禁止されている旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送を可能とする。

5 その他

① 国際会議等の開催実績及び今後の開催計画

臨海副都心エリアでは、東京ビックサイトや東京国際交流館などで、平成22年に24件、平成23年に26件の国際会議が開催されている（日本政府観光局 国際会議統計）。

今後も、当該エリアでは、過去実績と同程度の数千人規模が参加する国際会議の開催が計画されている。

② 国際会議等の誘致が促進されることにより、発生する新たな輸送需要

不定期に開催される国際会議の日程に合わせた運航や国際会議の規模及び航空便の到着遅延に対応した運航などが想定される。

③ 開催する国際会議等の会場や空港等の施設と航路の起点、寄港地及び終点の位置、移動経路、想定される所要時間、船舶以外の交通手段その他の当該航路の利用に係る特徴

1) 航路の起点、終点、移動経路、所要時間など

具体的な事業航路は、参入事業者が季節や客層、採算性等を考慮して決定するものであるが、羽田空港近傍の船着場から臨海副都心エリアのMICE会場までの想定するルートは以下のとおり。所要時間は30分から50分程度と想定しているが、観光要素を加味し、これ以上の時間がかかることも考えられる。

- ・多摩川を下り、海域に進み、第一航路を通過して、レインボーブリッジ方面へ航行するルート
- ・多摩川を下り、海域に進み、第三航路を通過して、東京ゲートブリッジ方面へ航行するルート
- ・海老取川から京浜運河を航行して臨海副都心エリアに向かうルート

2) 船舶以外の交通手段その他の当該航路の利用に係る特徴

船舶以外による羽田空港とMICE会場間の交通手段としては、リムジンバス、鉄道、タクシーの利用が可能である。一方、船舶の利用は、食事や遊覧観光を楽しみながら、あるいは商談をしながら移動できることが特徴である。

④ 旅客定期航路事業者その他の関係者に意見を聴取した結果

一般社団法人日本旅客船協会が発行する「旅船協ニュース（平成25年8月号）」に「アジアヘッドクォーター特区における国際会議等参加旅客不定期航路事業の実施に係る意見募集」を掲載し、旅客定期航路事業者等に対し、意見募集を行った。

その結果、一般旅客定期航路事業者より、国際会議等参加旅客不定期航路事業は一般旅客定期航路事業との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものに限るとの規定どおりの運用を求める意見が提出され、適切に対応することを回答した。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

対象事業名	《誘致・ビジネス交流事業》別紙1-1関係
これまでの調整状況	平成24年7月 国と地方の協議会において本規制の特例措置の実現について合意 平成25年7月 基本方針別表の改定 平成25年8月 旅客定期航路事業者等から意見聴取
特定する方法	総合特区計画認定後の国際会議等参加旅客不定期航路事業の許可
今後の予定	総合特区計画認定後～ 国土交通大臣への国際会議等参加旅客不定期航路事業の許可申請が可能となる 平成26年度中 事業開始見込み

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（外国企業進出促進支援事業）> 【2 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

<<ビジネス支援事業>>（規制の特例措置（外国企業進出促進支援事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

東京都が定める要綱において認定された企業

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

東京都が認定する外国企業に就労予定の外国人にかかる在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化するとともに、提出資料の簡素化を図る。

② 事業に関与する主体

東京都、東京都が定める要綱において認定された企業

③ 事業が行われる区域

別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図①～⑥」のとおり

④ 事業の実施期間

総合特区計画の変更認定以降

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化等が図られることにより、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資することができる。

4 当該特別措置の内容

国際戦略総合特区において、東京都が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、標準処理期間が1か月から3か月となっているところを、10日程度に審査を迅速化する。

また、企業認定申請に際して東京都が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が東京都から法務省入国管理局に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めない。

5 その他

① 特例措置の対象となる申請人の在留資格は、以下のとおりとする。

「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動（※）」

（※）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の

下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第36号及び第37号に規定する活動に限る。

- ② 企業の認定は、対象企業、申請手続、報告事項等を定めた東京都が作成する認定要綱（アジアヘッドクォーター特区内に設立された外国企業の認定に関する要綱）に基づき行う。
- ③ 特例措置の適用は、東京都による企業認定の通知書（写し）を添付の上で申請された認定企業に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請のみを対象とする。
- ④ 企業認定のために申請者から東京都に提出された資料は、「東京都個人情報保護に関する条例」（平成2年12月21日条例第113号）第10条第2項第一号の規定に基づき、申請者の同意を得た上で、東京都から法務省入国管理局に回付する。
- ⑤ 東京都は、認定企業から次の報告を受けることとし、入管法上の問題があると認めた場合には、その内容を法務省入国管理局に報告する。
 - （1）認定企業作成の実施状況報告
 - （2）外国人従業員等の稼働状況等報告（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等）
 - （3）外国人従業員等との契約内容変更等報告
 - （4）外国人従業員等の入管法違反等報告
- ⑥ 東京都が企業の認定を取り消した場合には、対象企業へ通知した認定取消し通知書とともに、当該取消事実を法務省入国管理局に報告する。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

対象事業名	《ビジネス支援事業》別紙1—1関係
これまでの調整状況	平成24年7月 国と地方の協議会において本規制の特例措置の実現について合意 (この間、都と法務省で企業認定要綱を調整) 平成25年9月 基本方針別表の改定 平成27年8月 基本方針別表の改定
特定する方法	都の定める企業認定要綱による
今後の予定	総合特区計画認定後～ 企業認定を開始

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業）>

【3 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

<<ビジネス支援事業>> (規制の特例措置(国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業))

2 当該特別の措置を受けようとする者

アジアヘッドクォーター特区内における「国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業」に該当する、支店等の開設準備を行う外国企業の従業員

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

外国企業が国際戦略総合特別区域協議会の民間事業者が提供する施設を事業所として使用する場
合、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすこと等を前提に、支店等開設準備を行う当該
外国企業の従業員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。

② 事業に関与する主体

東京都、国際戦略総合特別区域協議会の民間事業者、支店等の開設準備を行う外国企業

③ 事業が行われる区域

別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図①～⑥」のとおり

④ 事業の実施期間

総合特区計画の変更認定以降

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

在留資格の取得要件を緩和することにより、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本
経済の健全な発展に資することができる。

4 当該特別の措置の内容

① 措置の内容

本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して総合特別区域法第
19 条第 1 項の規定に基づき設置された国際戦略総合特別区域協議会の民間事業者が提供する施設
を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格
に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資
格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該
活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することがで
きる。

② 当該施設提供に関する情報

1) 施設の情報

i 施設 1

施設提供者（保有者）の名称及び住所

（名称）三井不動産株式会社

（住所）東京都中央区日本橋室町 2-1-1

提供する施設の概要

（名称）M-F I E L D 霞が関

（所在地）東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 5 階

（特例措置の適用を希望する部分）

3 2 室

（部屋番号 2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13-1、13-2、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32）

ii 施設 2

施設提供者（保有者）の名称及び住所

（名称）三井不動産株式会社

（住所）東京都中央区日本橋室町 2-1-1

提供する施設の概要

（名称）霞が関ビルディング

（所在地）東京都霞が関 3-2-5

（特例措置の適用を希望する部分）

2 室（4 階 4 0 6 号室、2 6 階 2 6 2 0 A 号室）

iii 施設 3

施設提供者（保有者）の名称及び住所

（名称）三井不動産株式会社

（住所）東京都中央区日本橋室町 2-1-1

提供する施設の概要

（名称）グラントウキョウノースタワー

（所在地）東京都千代田区丸の内 1-9-1

（特例措置の適用を希望する部分）

1 室（3 6 階 3 6 0 3 号室）

iv 施設 4

施設提供者（保有者）の名称及び住所

（名称）三菱地所株式会社

(住所) 東京都千代田区大手町1-6-1

提供する施設の概要

(名称) EGG JAPAN

(所在地) 東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング9階・10階

(特例措置の適用を希望する部分)

34室

9階フロア 11室 (オフィス24~34)

10階フロア 23室 (オフィス 1~23)

v 施設5

施設提供者(保有者)の名称及び住所

(名称) 住友不動産株式会社

(住所) 東京都新宿区西新宿2-4-1

提供する施設の概要

(名称) セントラルパークタワー・ラ・トゥール新宿SOHO住宅

(所在地) 東京都西新宿6-15-1

(特例措置の適用を希望する部分)

37室

4階フロア 10室 (401号室~405号室、410号室~414号室)

5階フロア 7室 (501号室~505号室、510号室、511号室)

6階フロア 10室 (601号室~610号室)

7階フロア 10室 (701号室~710号室)

vi 施設6

施設提供者(保有者)の名称及び住所

(名称) 独立行政法人 日本貿易振興機構

(住所) 東京都港区赤坂1-12-32

提供する施設の概要

(名称) ジェトロ対日投資ビジネス・サポートセンター

(所在地) 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル7階

(特例措置の適用を希望する部分)

テンポラリーオフィス23室 (1号室~23号室)

2) 施設の提供を受ける主体(外国企業)

本件特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が東京都と調整等を行っている。

具体的には、拠点設立を検討している欧州の電子・精密機器メーカーが、本件特例措置の活用を希望している。本件特例措置が実現に至った場合は、今後、拠点設立が近付いた段階で、本件

特例措置を適用するべく、東京都と具体的な手続に係る調整を進めていく予定である。

3) 事業が開始されなかった場合の措置

事業が開始されなかった場合には、東京都はその状況を調査のうえ、入国管理局に報告を行うとともに、入国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国するための協力をを行う。

4) 事業開始に係る準備行為の進捗状況に係る報告体制の概要

都は、当該施設の所有者等から、事業開始に向けた準備行為の進捗状況について、定期的に報告を受ける。

③ 総合特別区域基本方針記載の【同意の要件】に該当すると判断した根拠

- ・要件① 特区において、投資活動を行う外国企業（指定地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が相当程度集積するものと見込まれること。

(根拠) アジアヘッドクォーター特区は、多国籍企業を5年間で500社以上誘致する目標を掲げて事業を推進する国際戦略総合特区であり、対象となる業種は、情報通信、医療・化学、電子・精密機械など東京（日本）の成長を促す業種を位置付けている。都をはじめ、国際戦略総合特別区域協議会の構成員が一体となって誘致活動の推進や、多国籍企業に適したオフィスや医療施設の整備、こうしたビジネス及び生活環境の情報発信や特区が有する魅力のアピール等、様々な取組を総合的に実施することにより、投資活動を行う外国企業が相当程度集積することが見込まれる。

- ・要件② 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

(根拠) 情報通信、医療・化学、電子・精密機械などの産業分野において、日本の市場は世界の中で大きな割合を占めることに加え、将来的にも高い成長が見込まれているため、当該産業分野に属する外国企業にとって日本市場は魅力的なものとなっている。その中でも特に、特区を中心とする都内は、市場規模が大きいことに加えて、企業や大学、研究機関の集積が進んでいること、高度な経営人材や研究開発人材が雇用しやすいこと、都市インフラが発達していることなどの強みがあり、日本進出を図る外国企業にとって立地に適した地域である。今後、誘致した外国企業と国内企業とのコラボレーションが進めば、新たな販路開拓や技術開発が促進されることとなり、当該産業分野の発展が見込まれる。

- ・要件③ 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）

(根拠) 別添資料に示したとおり、賃貸借が可能である施設が存在している。

- ・要件④ 地域協議会の民間事業者が提供する施設について、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を指定地方公共団体に提出させること。

(根拠) 当該施設の所有者からは、賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を受領している。外国人からの誓約書等については、特定でき次第、提出させる。

- ・要件⑤ 外国人が本邦に入国した後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに指定地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、予定していた施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、指定地方公共団体において代替となる施設をあっせんするなど、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

(根拠) 本総合特区計画の認定後に外国企業が特定され、外国企業が当該各施設に係る賃貸借契約を行った場合は、契約書の写しの提出を受け、東京都から地方入国管理局に提出する。

なお、当該各施設を使用できなくなった場合における措置については、当該施設の所有者が特区内の他物件を斡旋するほか、国際戦略総合特別区域協議会の構成員のうち企業向けに施設の提供を行う各事業者の物件の施設を斡旋する。

- ・要件⑥ 外国人が本邦に入国した後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、指定地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

(根拠) 当該施設の所有者と連携を図り、適宜状況を調査の上、指定された期日までに報告を行う。

- ・要件⑦ 当該期間内に事業を開始しない場合は、指定地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、当該外国人が帰国旅費を調達するために必要な協力等、帰国のための協力をを行うこと。

(根拠) 当該期間内に事業が開始されなかった場合には、東京都はその状況を調査のうえ、入国管理局に報告するとともに、入国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国のための協力をを行う。

- ・要件⑧ 指定地方公共団体は、事業開始に係る準備行為の進捗状況について、施設を保有する地域協議会の民間事業者から定期的に報告を受け、地方入国管理局からの照会に対応できるようにすること。

(根拠) 都は、当該施設の所有者等から、事業開始に向けた準備行為の進捗状況について、定期的に報告を受け、照会に対応できるようにする。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

対象事業名	《ビジネス支援事業》別紙1—1関係
これまでの調整状況	平成25年7月 国と地方の協議会において本規制の特例措置の実現について合意 平成26年3月 基本方針別表の改定
特定する方法	外国企業から日本における事業計画の提出を求め、総合特別区域基本方針に記載の各要件を充足するかについて都が確認し、特定する。
今後の予定	総合特区計画認定後～ 事業開始

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（高度人材外国人受入促進事業）>【4 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

<<ビジネス支援事業>>（規制の特例措置（高度人材外国人受入促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特別区域法に基づき東京都が指定する、同法第 26 条又は第 27 条の税制優遇の適用対象となる統括事業・研究開発事業等を行う企業又は東京都が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金である「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」（以下「拠点設立補助金」という。）を交付する企業（ただし、拠点設立補助金を交付する企業のうち、本規制の特例措置を受ける企業は、アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 27 日 24 知特推第 159 号。以下「拠点設立補助金交付要綱」という。）第 3 第 1 項第 1 号に規定する、外国資本法人に限る。）

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

総合特別区域法に基づき東京都が指定する統括事業・研究開発事業等を行う企業又は東京都から拠点設立補助金の交付を受けている企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。

② 事業に関与する主体

東京都、東京都が定める要綱において指定された企業又は拠点設立補助金の交付決定を受けた企業

③ 事業が行われる区域

別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図①～⑥」のとおり

④ 事業の実施期間

総合特区計画の変更認定以降

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

当該特例措置により、国際戦略総合特別区域内の企業への高度人材外国人の受入れを促進することで、東京はもとより日本経済の健全な発展に資することができる。

4 当該特別措置の内容

高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算を付与するものとしているところ、総合特別区域法に基づき東京都が指定する、同法第 26 条又は第 27 条の税制優遇の適用対象となる統括事業・研究開発事業等を行う企業又は東京都から拠点設立補助金

の交付を受けている企業に就労する外国人についても、高度人材ポイント制における特別加算の対象とする。

5 その他

- ① 東京都は、都の要綱（平成 25 年 3 月 29 日 24 知特推第 155 号アジアヘッドクォーター特区等において統括事業又は研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱）及び特区法第 26 条又は第 27 条の規定に基づき税制優遇の適用対象となる企業を指定し、当該企業に対して指定書を交付する。
- ② 東京都は、拠点設立補助金交付要綱に基づき補助金の交付対象となる企業を決定し、当該企業に対して交付決定通知書を交付する。
- ③ 税制優遇の適用対象として都が指定した企業又は拠点設立補助金交付企業に就労する外国人が、本特例措置を利用し、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請を行う際には、申請窓口において指定書又は交付決定通知書を添付する。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

対象事業名	《ビジネス支援事業》別紙1—1関係
これまでの調整状況	<p>平成25年7月 国と地方の協議会において本規制の特例措置（税制優遇の適用対象として都が指定した企業への適用部分）の実現について合意</p> <p>平成26年1月 国と地方の協議会において本規制の特例措置（拠点設立補助金交付企業への適用部分）の実現について合意</p> <p>平成26年3月 指定企業への適用について基本方針別表の改定</p> <p>平成26年12月 拠点設立補助金交付企業への適用について基本方針別表の改定</p> <p>平成27年8月 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項について基本方針別表の改定</p>
特定する方法	東京都が都の要綱及び総合特別区域法第26条又は第27条の規定に基づき指定又は設立拠点補助金交付要綱に基づき交付決定を行う。
今後の予定	総合特区計画認定後～ 事業開始

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【1 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

<<誘致・ビジネス交流事業>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内に研究開発事業の拠点を形成し、東京の国際競争力強化に資する事業を実施する多国籍企業（東京都が定める「アジアヘッドクォーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱」に基づき認定された企業に限る。）

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

【研究開発事業】

- 環境への負荷の低減に資する高度な技術に関する研究開発（施行規則第1条（以下同じ）第1項第3号、第4号及び第5号に該当するものに限る）
- 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品の研究開発（第2項第1号及び第5号に該当するものに限る）
- ナノテクノロジー、半導体等に係る高度な産業技術の研究開発（第3項第1号及び第3号に該当するものに限る）

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

【研究開発事業】

- 第1項第3号 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。第5条第4項第2号において同じ。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるもの（第5条第1項第4号において「再生可能エネルギー源」という。）の利用に係る研究開発又は供給に関する事業
- 第1項第4号 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業
- 第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業
- 第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- 第2項第5号 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報シ

ステム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

第3項第1号 微細な炭素繊維に係る技術の研究開発その他ナノテクノロジーの研究開発に関する事業

第3項第3号 半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

グローバル化が進む現代の国際経済では、主要都市が世界からどれだけビジネスを誘引することができるかが、国の活力と成長力を決める時代となっている。東京がアジアの拠点として優位に立つためには、世界の企業が経済活動の場としてその都市を選び、投資家が投資先としてその都市を選択するような、都市としての総合的な魅力の高さが求められている。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国に多国籍企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。そのため、特区内に多国籍企業の統括拠点及び研究開発拠点を東京へ誘致することを目標とする。中でも統括拠点は、一般の外国企業と比較して1社当たりの経常利益が高いなど、高付加価値を生む拠点である。そのため多国籍企業の統括拠点を誘致することにより、雇用を増加させるとともに、対内直接投資の増加が期待できる。特区内にヒト・モノ・カネが集積することにより、持続的な経済成長をもたらすことが見込まれる。

日本に拠点を置く外資系企業の4分の3は東京に集積しており、また平成19年以降は都市再生制度の活用により国際金融拠点機能の整備を図ってきたところである。こうした海外からの投資を呼び込む素地を備えている本特区内に、さらに総合特区制度を活用した規制緩和等により、多国籍企業の誘致を効果的に実施することで、特区内に誘致した企業等や特区内又は国内の既存企業等との相互の接触・交流の機会が効果的に増加する。競争や協働など企業にとって魅力的なビジネス環境が整備されることで、企業の国際的な企業群による特区内でのビジネス展開が促進される。

さらに、統括拠点及び研究開発拠点に付随して、営業販売拠点や関連産業の特区内への立地も見込まれるところであり、特区内における高度かつ多様な企業集積が図られる。

なお、特区内に誘致した企業は、日本国内で特区外にも二次投資を行うことが想定され、日本経済の活性化を目的とする国際戦略総合特区本来の目的にも寄与すると考えられる。

都は、総合特区制度に基づく法人税の軽減措置と併せて、法人事業税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税の減免を行うことを予定している。これにより、法人実効税率をアジア諸国と競争可能なレベルにまで引き下げるとともに、税制以外のソフト・ハードの総合的な魅力によって、東京への多

国籍企業の立地を促進していく。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

【研究開発事業】

- 環境への負荷の低減に資する高度な技術に関する研究開発のための設備等
- 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品の研究開発のための設備等
- ナノテクノロジー、半導体等に係る高度な産業技術の研究開発のための設備等

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2. 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図①～⑥」のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
総合特区計画認定後から事業実施予定

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《誘致・ビジネス交流事業》別紙1—2関係
これまでの調整状況	<p>平成 24 年 3 月 国際不動産見本市で多国籍企業に対してPRを実施した。その後、複数者より問い合わせあり。</p> <p>平成 24 年 7 月 国際化学技術・環境保護・バイオテクノロジー見本市で多国籍企業に対してPRを実施した。その後、複数者より問い合わせあり。</p> <p>平成 24 年 11 月 国際医療機器展で多国籍企業に対してPRを実施した。その後、複数者より問い合わせあり。</p> <p>平成 25 年 1 月 国際家電見本市で多国籍企業に対してPRを実施した。その後、複数者より問い合わせあり。</p> <p>平成 25 年 5 月 都主催による高付加価値拠点等設立促進セミナーで、アジアヘッドクォーター特区内での拠点設立を検討する外資系企業等に対してPRを実施</p> <p>平成 26 年 1 月 JETRO 主催による対日ビジネス促進シンポジウム（ロンドン）で、対日投資に関心のある英国企業に対してPRを実施</p> <p>平成 26 年 4 月 都主催による Invest Tokyo セミナーで、アジアヘッドクォーター特区内での高付加価値拠点設立を検討する外資系企業等に対してPRを実施</p> <p>平成 26 年 7 月 都主催による Invest Tokyo Seminar in NY で、日本進出に関心を持つ米国企業に対してPRを実施</p> <p>平成 26 年 11 月 都主催による Invest Tokyo セミナーで、アジアヘッドクォーター特区内での拠点設立を検討する外資系企業等に対してPRを実施</p> <p>平成 27 年 2 月 都主催による Invest Tokyo Market Entry Seminar で、アジアヘッドクォーター特区内での新たな法人設立を検討する外国企業等に対してPRを実施</p> <p>平成 27 年 4 月 都主催による Invest Tokyo セミナー 2015 で、アジアヘッドクォーター特区内での高付加価値拠点設立を検討する外資系企業等に対してPRを実施</p> <p>平成 27 年 7 月 都主催による Invest Tokyo Seminar 2015 in London で、日本進出に関心を持つ英国企業に対してPRを実施</p> <p>平成 27 年 11 月 ・ Smart City Expo World Congress 2015（バルセロナ）で欧州・北米等の企業等に対してPRを実施</p>

	<p>・都主催による Invest Tokyo セミナー 2015 で、アジアヘッドクォーター特区内での拠点設立を検討する外資系企業等に対して PR を実施</p> <p>平成 28 年 2 月 都主催による Invest Tokyo Market Entry Seminar 2016 で、アジアヘッドクォーター特区内での新たな法人設立を検討する外国企業等に対して PR を実施</p> <p>平成 28 年 4 月 都主催による Invest Tokyo Market Entry Seminar 2016 Spring で、アジアヘッドクォーター特区内での新たな法人設立を検討する外国企業等に対して PR を実施</p> <p>平成 28 年 5 月 都主催による Invest Tokyo Seminar 2016 in London で、日本進出に関心を持つ英国企業に対して PR を実施</p>
特定する方法	特区内において研究開発事業を実施する者からの事業提案を受け、地域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	<p>総合特区計画認定後～ 事業計画受付</p> <p>都が事業実施主体を指定</p> <p>事業実施主体が地域協議会に参画</p> <p>事業開始</p>

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

<<生活環境整備事業>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において多国籍企業の従事者や家族等の生活環境整備を実施する者のうち下記の者

- ・新たにインターナショナルスクールを設置し運営する者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容誘致した多国籍企業の従事者とその家族の生活環境整備を目的として、外国人子女の教育環境の整備（第5項第4号）を行う。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第5項第4号 外国会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社をいう。）に勤務する者の子女又は海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国語の教育に関する事業
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
グローバル化が進む現代の国際経済では、主要都市が世界からどれだけビジネスを誘引することができるかが、国の活力と成長力を決める時代となっている。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国にグローバル企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつあることから、当特区では、多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を東京へ誘致することを目標とする。
多国籍企業が海外の拠点を選考するに当たり、従事者やその家族の生活環境が整備されているかどうかも重要な判断要素となっている。
東京へ誘致した多国籍企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うことや、各種手続きの代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営するとともに、教育面をはじめとして外国人の生活環境整備を図ることで、本特区が目標とする多国籍企業誘致を強力に推進することが可能となる。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

インターナショナルスクールの運営に要する建物及びその附属設備並びに構築物

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図①～⑥」のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

総合特区計画認定後から事業実施予定

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《生活環境整備事業》別紙1—2関係
これまでの調整状況	平成23年10月 第1回地域協議会打合せ会開催 第2回地域協議会打合せ会開催
特定する方法	特区内において多国籍企業の従事者及び家族向けの生活環境整備等を実施する者からの事業提案を受け、地域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	総合特区計画認定後～ 事業計画受付 都が事業実施主体を指定 事業実施主体が地域協議会に参画 事業開始

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制> 【3 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

<<BCPを確保したビジネス環境整備事業>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設を整備し、運営する者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

特区内において、MICE施設等の先進的なビジネス支援機能を導入することを目的として、施行規則第1条第5項第2号に掲げる事業を行う。

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第5項第2号 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

グローバル化が進む現代の国際経済では、主要都市が世界からどれだけビジネスを誘引することができるかが、国の活力と成長力を決める時代となっている。東京がアジアの拠点として優位に立つためには、世界の企業が経済活動の場としてその都市を選び、投資家が投資先としてその都市を選択するような、都市としての総合的な魅力の高さが求められている。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国に多国籍企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつあることから、当特区では、多国籍企業の統括拠点及び研究開発拠点を東京へ誘致することを目標とする。

再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、MICE施設等の先進的なビジネス支援機能の導入を誘導する。

MICE関連施設が充実することにより、国際会議や国際規模の展示会等の開催が期待でき、こうしたMICE開催の機会を捉えて外国企業の東京に対する認知度や都市のブランド価値を高め、外国企業の東京進出に繋げやすくすることで、特区の目標である外国企業誘致に寄与することができる（特区内に立地する虎ノ門ヒルズでは、平成26年度以降、数百人規模の国際会議の開催が複数予定されている。）。

- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設その他の利用に供するための
建物及びその附属設備並びに構築物

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2. 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図①～⑥」のとおり

- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
総合特区計画認定後から事業実施予定

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《BCPを確保したビジネス環境整備事業》別紙1—2関係
名称	森ビル株式会社
住所	〒106-6155 東京都港区六本木6丁目10番1号 TEL：03-6406-6606
概要	設 立：昭和34年6月2日 業 種：総合ディベロッパー 業務概要：1 都市再開発事業 2 不動産賃貸・管理事業 オフィスビル・住宅・商業施設・ホテル ゴルフ&リゾートなどの営業、運営管理 3 文化・芸術・タウンマネジメント事業 タウンマネジメント、美術館・ギャラリー・展望台 アカデミー・カンファレンス施設・会員制クラブ などの企画、運営

対象事業名	《BCPを確保したビジネス環境整備事業》別紙1—2関係
名称	住友不動産株式会社
住所	〒163-0820 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 TEL：03-3346-4111
概要	設 立：昭和24年12月1日 業 種：総合不動産会社 業務概要：1 不動産賃貸事業 2 不動産販売事業 3 完成工事事業 4 不動産流通事業 5 その他の事業 フィットネスクラブ事業、飲食業、等

別紙 1-5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【1/4】

1 特定国際戦略事業の名称

誘致・ビジネス交流事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、
株式会社三菱 UFJ 銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において誘致・ビジネス交流事業（グローバル企業が実施するアジア地域の統括事業及び研究開発事業）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。誘致・ビジネス交流事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「誘致・ビジネス交流活動」及びその解決策である「外国企業の東京に対する認知度を高め、東京進出へとつなげていくとともに、海外への継続的なアプローチにより、海外進出の候補地の一つとして東京を検討対象としている外国企業の掘り起こしを行う。」とも整合している。

外国企業が実施する統括事業及び研究開発事業について必要な資金の貸付を行うことで、外国企業の東京進出へのインセンティブとするとともに、誘致した外国企業の日本への着実な定着を図る。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第1号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第8号 高度な情報通信基盤の整備等に関する事業

別紙 1-5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【2/4】

1 特定国際戦略事業の名称

ビジネス支援事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行
株式会社三菱 UFJ 銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内においてビジネス支援事業（外国企業を対象とした、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口となる事業等）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。ビジネス支援事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「ビジネス環境の整備」及びその解決策である「外国企業に就労する外国人の日本における円滑なビジネス実施を支える環境の整備」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【3 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

生活環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行
株式会社三菱 UFJ 銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において生活環境整備事業（外資系企業の従事者や家族等の医療・教育に関する事業の運営）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。生活環境整備事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「生活環境の整備」及びその解決策である「東京へ誘致した外国企業の従業員やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うとともに、各種相談対応や各種手続の代行、医療機関や行政機関に関する情報の提供などを行う機関を設置する。また、医療・教育面での外国人の生活環境整備を図る。」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1-5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【4/4】

1 特定国際戦略事業の名称

BCPを確保したビジネス環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内においてBCPを確保したビジネス環境整備事業（先進的ビジネス支援機能、自立・分散型エネルギーシステム、高度な防災対応力等を有する建築物等の設置）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。BCPを確保したビジネス環境整備事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「都市インフラの整備」及びその解決策である「大規模災害時にもその区域内で一定期間は避難でき、ビジネスを継続できるよう、長周期地震動対策や液状化対策等、高い防災対応能力を備えるとともに帰宅困難者ステーションの機能を有するスペース等を確保する。また、非常時においても安定した企業活動を保証できる環境を確保するため、平時から省エネ、省CO2を図るとともに、特区対象区域内の電力・熱自給率を高める自立・分散型エネルギーネットワークを構築する。」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

- 第1号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業
- 第2号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
- 第6号 観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業

別紙 1 - 9 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

<税制上の支援措置>

○対象

研究開発拠点として、国際戦略総合特区の指定後に当該特区地域に新たに設立された多国籍企業

○対象税目

不動産取得税、固定資産税・都市計画税

○減免割合

全額

○減免期間

3年間（固定資産税・都市計画税）

<補助金>

○対象

都内に拠点を設けた金融系外国企業（資産運用業及び Fintech 企業）

○対象経費

・金融商品取引業等のライセンス登録や法務・税務等に係る専門家（弁護士・行政書士等）への相談費用の一部

・人材採用の際に人材紹介会社等へ支払う経費の一部

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

<都市再生の制度等を活用した都市機能の充実>

国際医療施設やサービスアパートメント等の先進的なビジネス支援機能や、防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設等の高度な防災対応力を有する施設、コージェネレーション設備等の自立・分散型エネルギーシステムの導入を進める施設については、「特定都市再生緊急整備地域」の「地域整備方針」の都市再生の貢献項目として明確に位置づけ、容積率の緩和等の誘導策を実施し、災害時にも企業が事業を継続することのできるビジネス環境の整備を促進する。

3. 地方公共団体等における体制の強化

総合特区を推進するため、政策企画局に専任の部長級職をリーダーとした担当グループを設置するとともに、都庁内で総合特区を一体的に推進するため、政策企画局長を本部長とし関係部局の部長クラスで構成する推進本部を設置した。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

(i) 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～の策定

東京都は、平成28年12月に、2020年に向けた実行プランを策定し、今後都民ファーストの視点で、地震に強いおまちづくり等、安心・安全・元気な「セーフシティ」、だれもがいきいきと暮らせる「ダイバーシティ」、スマートエネルギー都市や国際金融・経済都市を目指す「スマートシティ」の3つのシティを実現し、新たな東京をつくることを目指すこととしている。特に、スマートシティにおいては、特区制度等の徹底活用により、外国企業の誘致を加速化させ、国内企業の生産性向上に貢献する方針を掲げ、以下のとおり明記している。

- ・東京の有力な地場産業である資産運用業の活性化により、東京の経済の発展に加え、中小企業や成長分野の発展を底支えする好循環を生むこと、FinTech企業の誘致により都民の利便性の向上や東京の経済の成長力強化に貢献することを狙いとした金融系外国企業の誘致を加速化
- ・東京における更なるイノベーションの創出を図るため、外国政府等との連携強化により、IoT、ビッグデータ、AI等の先端技術を持つ多国籍企業のアジア業務統括拠点及び研究開発拠点の誘致を加速化
- ・外国企業と都内企業とのビジネスマッチング機会の創出を図り、新製品・サービスの共同開発や業務提携等を促進することにより、都内中小企業等の成長を促す。

(ii) アジアヘッドクォーター特区地域協議会による政策提言

平成24年度に外国企業誘致のための具体的な取組や、アジアヘッドクォーター特区の対象地域の将来像、特区実施により期待される経済効果等について、本特区の推進母体であるアジアヘッドクォーター特区地域協議会で「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」として取りまとめた。

平成28年度には、新計画の策定に当たり、「アジアヘッドクォーター特区地域協議会による政策提言」として、ハイレベルの経済効果の創出の観点から、

- ・地域協議会を活用した戦略的誘致・ビジネスマッチングの強化
- ・都心居住高層マンション、インターナショナルスクールの整備等の生活環境面からの金融系外国企業誘致の推進
- ・都内各拠点におけるエリアマネジメント活動の強化

等を盛り込んだ政策提言を取りまとめた。

(iii) 個別の取組（事業）について

<他の国際戦略特区との連携>

東京が外国企業、特にアジア業務統括拠点の誘致を進める中で、日本の企業の研究開発能力、新技術は、外国企業にとって魅力であり、東京が外国企業を誘致する重要なPR要素となる。

また、誘致した外国企業の業務統括拠点が日本各地に存在する高度な技術を有する企業との連携を進めるために二次投資を行えば、日本経済全体にとっても対日投資が波及することを意味する。

こうした観点から、東京が外国企業を誘致するに当たっては、国際戦略特区に指定された他の地域との連携が不可欠であり、他の国際戦略特区が国際競争力を高める取組に東京都として協力できることは協力することで、日本の国際競争力強化に繋げていく。